庄原市が執行する電力供給入札における「よくある質疑回答集」

令和８年１１月１１日に公告を行った、各施設における電力供給入札に関し、昨年度実施した入札において各社から寄せられた質疑に対する回答などをもとにした「よくある質疑回答集」を、下記のとおり示します。

今回実施する入札案件におきましては、質疑書を提出する前に、本書面の事項を確認いただき、該当する質疑・回答項目がない場合に、質疑書を提出してください。

記

質 疑 事 項	回　　答
１．入札参加条件関係	
質疑１ 〇入札に参加できる条件について 「過去５年以内において、高圧受電による１年間以上の電力供給の実績を有する者」とありますが、1 年以上の電力供給の実績の期間の内に取次供給期間も実績に含まれますか。	回答１ 取次供給であっても、直接自社にて需要家と電力供給契約を締結するなどして、自ら高圧受電による電力供給を１年以上行った場合は、本入札への参加条件に定める実績に含むものとします。
２．仕様書関係	
質疑２ 契約期間中に増設工事等により、契約電力が 500kW 以上の協議制となる予定はありますか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますか。	回答２ 本件においては、本件の電力供給期間中において、500kW 以上に契約電力を変更する予定の施設はありません。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には、契約単価の変更協議には応じます。
質疑３ 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はありますか(500kW 以上の協議制契約の場合） 併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合があります。また、入札時の算定条件と異なることになるため、当社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合があります。ご了承ください。	回答３ 本件においては、現在契約電力が 500kW 以上の施設はなく、本件の電力供給期間中において、500kW 以上に契約電力を変更する予定の施設はありません。 また、本件の電力供給期間中において、現在のところ契約電力を大きく変更するような施設の改修工事等を行う予定はありませんが、今後そういった改修の必要を生じた場合には、単価変更の協議に応じます。
質疑４ 当初契約において、仕様書に記載の契約電力での契約が必須となりますか。	回答４ 本件の契約書においては、仕様書を一式書類として添付するため、この仕様書に記載された契約電力を当初契約に適用することとなりますが、電力供給契約書(案)の第８条に記載の通り、各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とするため、仕様書に記載している契約電力と、令和９年４月以降における契約電

質 疑 事 項	回　　答
	力は相違する可能性があることは承知しております。
質疑5 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、当社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性があります。ご了承いただけますか。	回答5 送電開始日は、すべての施設において令和9年4月1日です。また、計量日は毎月 1 日で差し支えありません。
質疑6 各施設について、自動検針装置はついていますか。	回答6 検針装置については、すべての施設において自動検針装置が設置されています。
質疑7 施設において建築・増築にかかる移転はありますか。	回答7 本件の電力供給期間中において、すべての施設にてご質問いただいている移転の予定はありません。
質疑8 現在の各施設における電力供給者と、検針日をお教えください。	回答8 このことについては、本書面の巻末に示している別紙1「現在の各施設における電力供給者・検針日一覧表」のとおりです。
質疑9 自家発補給電力の契約はありますか。	回答9 本市が実施する電力供給入札の対象施設においては、自家発補給電力の契約がある施設は1施設もありません。
3. 入札書・入札内訳書の作成関係	
質疑10 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はありますか。	回答10 提出する書類の日付は提出日でよろしいです。また、入札書の日付の指定はありません。
質疑11 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	回答11 入札書に記載する日付については、その日付でよろしいです。
質疑12 入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますか。	回答12 入札書と内訳書は割印をする必要はありません。 封筒については、入札公告の「5. 入札書の作成方法ー(7)入札書の封入方法」に記載の通り、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出してください。
質疑14 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますか。	回答14 入札公告の「5. 入札書の作成方法ー(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法」に記載の通り、

質 疑 事 項	回　　答
	基本料金単価、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含むものとします。
質疑15 入札金額を算定するにあたり、各施設で異なる単価の設定は可能という認識でよろしいですか。	回答15 よろしいです。
質疑16 入札書を入れる内封筒には、入札者の商号（名称）、入札施設名、入札回数を記載する必要がありますが、入札施設名は「〇〇〇〇〇〇(公告案件の名称)」とし、各施設名の記載は不要という認識でよろしいですか。	回答16 よろしいです。
質疑17 市に届出済の入札参加資格を有する受任者が入札する場合には、委任状の提出は不要と考えてよろしいですか。その場合、入札書の代表者氏名欄は、受任者名でよろしいですか。 また、契約締結に際しては、別の代理人に再委任することは可能ですか。再委任可能な場合、委任状は必要ですか。提出期限があれば教えてください。	回答17 市に届出済の入札参加資格を有する受任者が入札する場合には、委任状の提出は不要です。この場合、入札書の代表者氏名欄は、受任者名としてください。 契約締結に際しては、別の代理人に再委任することは可能です。その場合、委任状の提出を必要とし、落札決定の通知後において、速やかに(5開庁日程度以内)提出してください。(契約を締結する受任者について、書類の提出の事前に本市にお知らせください。)
質疑18 入札書様式に「本件入札における責任者」と「本件入札における担当者」の欄がありますが、 この欄は記載が必須でしょうか。 また、これらの欄の記載と、代表者印の押印との関係はどうなるでしょうか。	回答18 「本件入札における担当者」については、記載か必須ですが、「本件入札における責任者」については記載は必須ではありません。 これら「本件入札における責任者」と「本件入札における担当者」の欄について、ともに記載がある場合は、入札書において代表者印の押印を省略することができます。
質疑19 入札書や、その関連提出書類については、電子データを電子メールによって提出することが可能であると示されていますが、ファイル形式や、パスワードによる保護等の指定はあるでしょうか。	回答19 入札書やその関連書類を電子メールによって提出する場合、ファイル形式については基本的にPDF形式としてください。その際、公告文書に示しているとおり、1メールの添付ファイル上限サイズにも注意してご送付ください。 送付いただくファイルについて、パスワードによる保護は不要ですが、各入札参加者の社内における情報管理規程等で必要な場合は、ファイルについてパスワードにより保護をかけてから送付ください。 また、公告文書に示しているとおり、電子メールの不着トラブルを避けるため、電子メールの送信後は、必ず公告文書末に示しています入札担当部署に電話し、到着確認を行ってください。

質 疑 事 項	回　　答
質疑20 落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますか。	回答20 この場合、2回目以降における入札の辞退届については、提出する必要はありません。
質疑21 入札額の算定時の力率について、力率割引を考慮されますか。	回答21 力率割引については、電力供給契約書(案)の第 10 条第2項記載の通り、標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとしますので、力率割引については考慮することが可能です。
質疑22 入札金額の積算に伴う端数処理について、以下のとおりとしてよろしいですか。 ・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。 ・月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切捨て）する。 認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に当社が落札した場合には、当社の規定（ 上記のとおり）で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。	回答22 ・入札公告の「5．入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法」に記載の通り、基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、この③に記載の通り、月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。) ・月額合計については、各月において基本料金と電力量料金の合計金額とし、入札公告の「5．入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－④」に記載の通り、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑23 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A:基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B:電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C:燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D:再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下切捨て） ※C・D については入札時に含む場合のみ E:月額合計＝各月 A～D 合算（小数点以下切捨て）	回答23 以下は、すべて入札付属書の様式(様式第4号)に記載している事項です。 A:基本料金については、「契約電力×単価×(185-力率(%))」とし、入札公告の「5．入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－②」に記載の通り、月ごとの基本料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での端数処理を適用してください。) B:電力量料金については、「使用電力量×単価」とし、入札公告の「5．入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－③」に記載の通り、月ごとの電力量料金分合計額について、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数も含めて算定してください。(この定めにおいて、貴社での

質 疑 事 項	回　　答
	端数処理を適用してください。） C：燃料費等調整額、D:再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札公告の「5．入札書の作成方法－(6)燃料費調整額等の取り扱い」に記載の通り、入札価格に含めないでください。 E：月額合計については、各月において A、B の合算とし、入札公告の「5．入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－④」に記載の通り、1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑24 税込総額→税抜総額にする際　円未満切上として処理して問題ありませんでしょうか。	回答24 契約期間合計金額→予定総額への算定のこととお見受けしますが、この際は入札公告の「5．入札書の作成方法－(5)入札価格の積算方法と入札付属書の作成方法－⑤」に記載の通り、予定総額について1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質疑25 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	回答25 本市が執行する電力供給入札において、市場連動、または市場連動を含むプランでの応札はできません。
4．燃料費調整額関係 質疑26 燃料費等調整額について、契約書案では「本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。」と記載がありますが、燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない（燃料費等調整額の請求を行わない）契約方法でも問題ないでしょうか。	回答26 燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題はありません。
質疑27 燃料費調整単価について当社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しておりますが、了承いただけますか。	回答27 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて、電力量料金を変動させることができるものとします。
質疑28 一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、当社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただ	回答28 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサル

質 疑 事 項	回　　答
きますが、よろしいでしょうか。	サービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとします。 ただし、一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においては、電気料金の単価についても改定することが考えられますので、その場合については、契約単価の変更について協議に応じます。
質疑29 質疑への回答項目に、「燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題ありません」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。 落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますか。	回答29 燃料費調整額については、様々な状況により変動するものであるため、至近の実績により算定しても、実際の供給期間における燃料費調整額とは一致しないことが考えられます。 入札公告の「5．入札書の作成方法－(6)燃料費調整額等の取り扱い」に記していますとおり、燃料費等調整額については、入札価格に含めないでください。
質疑30 当社が落札した場合に、当社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	回答30 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとするため、各社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額を算出することはできません。
質疑31 当社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。〃	回答31 電力供給契約書(案)の第 10 条第3項に記載の通り、「みなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるもの」としており、これ以外の基準にて燃料費等調整額によって電力量料金を変動させることができないものとします。 旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応することによる、契約単価

質 疑 事 項	回　　答
	の見直し協議には応じます。
5．開札手続き関係	
質疑32 落札業者は開札日に決定いたしますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	回答32 落札業者は開札日か、その翌開庁日には決定するようにします。 なお、入札公告の「3．入札の日程等－開札日時等」に記載の通り、落札決定後において、落札者には本市から直接連絡します。
質疑33 開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	回答33 開札結果については、本案件を公告しておりますページにて、入札者と各者の入札金額を公表します。 また、開札結果について、開札日やその翌日等において確定していましたら、電話等で連絡いただくことは可能です。(落札者には、本市より直接電話する予定です。) 参考までに、本市の電力供給入札のページにおいて、過去に執行した入札案件の入札結果も現在公表しており、それと同様に公表します。
質疑34 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	回答34 よろしいです。
6．契約書の作成・契約締結関係	
質疑35 仮に当社が落札した場合，契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	回答35 協議に応じることは可能です。
質疑36 仮に当社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	回答36 協議に応じることは可能です。 また、契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することについては、その協議内容により判断します。
質疑37 契約書の提出期限や、締結日の期限はありますか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性があります。その場合、提出日の延長について協議いただく	回答37 契約書の提出期限や、締結日の期限はありませんが、落札決定からあまり経過しないよう努めてください。 なお、契約においては、落札者において紙書面による契約か、電子契約かを選択することができ、契約締結

質疑事項	回答
ことは可能でしょうか。	前に、各落札者に本市から確認します。(電子契約を利用する場合、事前に利用登録が必要となります。) 紙書面の契約による場合は、本市において書面を印刷・製本し、公印を押印したうえで、落札者に送付します。 電子契約の場合は、本市から契約書の電子データを電子契約システム(GMO サイン)から、落札者に送付します。
質疑38 契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますか。	回答38 電力供給契約書(案)の第2条第1項に記載の通り、契約書に記載の契約単価は税込単価でよろしいです。
質疑39 契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関) へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	回答39 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記することはできませんが、契約の締結後、供給者の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合は、供給者からの協議に応じ、契約金額の変更を検討します。
質疑40 第 6 条(権利義務の譲渡等) 下記文言の追記をお願いできますか。 ➡ただし、使用者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	回答40 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記することは可能です。
質疑41 第〇条(違約金・・) 使用者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますか。 『使用者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、使用者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第●条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第●条に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として供給者の指定する期間内に支払わなければならない。』	回答41 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記することはできませんが、本市の責に帰すべき事由によって電力供給者に損害が発生した場合は、損害賠償の協議に応じ、本市から電力供給者に対して必要な賠償を行います。
質疑42 第 18 条(その他) 定めのない事項に付き協議を行う際に 『供給者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	回答42 電力供給契約を締結する際、質問いただいている記載事項を契約書に追記するかどうかは、契約を締結する電力供給者における電力需給約款の内容を本市において精査・確認した後に判断します。

質 疑 事 項	回　　答
質疑43 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、当社が落札させていただいた場合、直近 1 年分の「30 分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしておりますが、ご対応いただけますか。	回答43 ご質問いただいているデータにつきましては、提供することができません。
質疑44 「30 分値データ」等をお持ちでなく提供ができない場合、落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。同意書を提出いただくことにより広域機関から当社へ貴施設の「30 分値データ」をご提供いただくことが可能となります。こちらも落札後のご対応となります。	回答44 この同意書への捺印、提出は可能です。
質疑45 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	回答45 ご質問いただいている書類については、提出可能です。
7. 電気料金の支払い関係 質疑46 当社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますか。 また、当社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としておりますが、ご了承いただけますか。	回答46 電気料金の支払いに伴う振込手数料について、本市の負担となることは了承しています。 また、本市においては、電気料金の支払い期限について、請求書受領後 30 日以内を基本としていますので、料金算定期間の翌月末日までに支払いを完了する必要がある場合は、料金算定月を経過した後、速やかに供給者から本市に請求書を送付いただき、支払いを行うようにいたします。
質疑47 (2)「電気料金請求書等の送付先について」の記載事項は必須でしょうか。	回答47 電気料金の請求書等を郵送等にて各支払先に送付する場合は、「(2)「電気料金請求書等の送付先について」」に示している各送付先に、それぞれの施設分を送付いただくこととなります。
質疑48 1施設(1 つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはありますか。 また、当社では 1 施設につき 1 つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できま	回答48 本市が実施する電力供給入札付す各施設においては、1施設の電気料金を複数口に分けて請求いただく必要はありません。

質 疑 事 項	回　　答
せんがよろしいでしょうか。	
質疑49 電気料金は、一施設ごとに請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか） 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	回答49 本市が実施する電力供給入札付す各施設においては、1施設ごとに請求書通りの金額で電気料金をお支払いします。
質疑50 請求書発行について、当社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますか。	回答50 この場合、料金算定期間の翌月末日までの支払期日には支払いがおおむね間に合うと思いますが、できるだけ本市へ早く請求書が到着するよう努めてください。
質疑51 請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますか。	回答51 支払い期限について、その内容でよろしいです。
質疑52 発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますか。	回答52 請求書に記載される各単価については、税込の記載でよろしいです。
質疑53 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	回答53 よろしいです。
質疑54 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ありませんでしょうか。	回答54 その記載で問題ありません。
質疑55 計量結果の報告および検査について、当社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	回答55 計量結果の報告および検査については、電気料金請求書及び請求確定後にWebサービス等で対応することについて了承します。 検査後の日付での請求書の再発行の事項については了承しますが、本市においては電気料金の支払い期限について、請求書受領後 30 日以内を基本としていますので、請求日から支払い期限までの期間については、ゆとりを持つようにしてください。

質 疑 事 項	回　　答
質疑56 当社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	回答56 本市では現在、電子請求書での対応は可能としています。
質疑57 お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード）	回答57 Webページから電子請求書等を確認し、ダウンロードすることについては対応可能です。
質疑58 ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますか。	回答58 電子請求書については、押印は不要としますが、この場合国における取り扱いに準じ、請求者が正しい請求元であるかどうかを確認するため、本件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を請求書に明記することを必須とします。
質疑59 公告 10.「電気料金の支払い」に 「請求書の電子データ(PDF ファイル等)を電子メールにより送信すること」とありますが、当社では毎月請求が確定したら WEB にアップロードされるため、そちらから閲覧・ダウンロードのご対応をいただく必要があります。 WEB アップロード通知のメール送信は行っておりますが、こちらの対応で認められますか。	回答59 入札公告の「10. 電気料金の支払い－(1)電気料金の支払い手段について」に記載の通り、「電子メールにより送信すること」とあるのは、落札者がインターネットを介して電力の使用状況を照会するシステムを有していない場合ですので、ご質問の場合は、本市に対し請求書の電子データを電子メールにて送信する必要はありません。
質疑60 毎月の請求発行方法をご教示いただけますか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	回答60 請求書については、入札公告の「10. 電気料金の支払い－(2)電気料金請求書等の送付先について」に記載の通り、施設別の請求書について、ここに示している各送付先にお送りいただくこととなります。
質疑61 公告の「10.電気料金の支払い」について（1）の「データ伝送による口座振替サービス」において当社システムで対応可能か判断できないため、当該サービスの具体的な内容についてご教示いただけますか。	回答61 このシステムは、「公振くん」という名称であり、既にこの公振くんより、本市からの電気料金の支払いを受けている事業者のみに適用する支払い方法となるため、質問者が利用されているシステムにより支払いを行うものではありません。

質 疑 事 項	回　　答
8. 契約変更の対応関係 質疑62 一般送配電事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますか。	回答62 この場合、契約単価の変更について協議に応じます。
質疑63 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがあります。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりませんが、ご了承いただけますか。	回答63 落札後、または契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合、契約済の電気料金単価の変更について協議に応じます。
質疑64 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	回答64 電力供給契約書(案)の第2条第2項に記載の通り、供給者の発電費用等の変動により、契約金額の改定を必要とするときは、使用者、供給者協議のうえこれを改定することができるものとしており、ご質問いただいているケースにおいて、協議に応じることは可能です。
9. 供給期間開始後関係 質疑65 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに当社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますか。	回答65 ご質問いただいている事項については、了承します。

〒727-8501　広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
庄原市役所　総務部　管財課　契約係

＜別紙＞現在の各施設における電力供給者・検針日一覧表

入札案件名	施設名	現在の電力供給者	現在の検針日
本庁舎	庄原市役所本庁舎	中国電力㈱	毎月１日
市庁舎	庄原市役所西城支所庁舎	中国電力㈱	毎月１日
	庄原市役所東城支所庁舎	㈱Ｖ－Ｐｏｗｅｒ	毎月１日
	庄原市役所口和支所庁舎	中国電力㈱	毎月１日
	庄原市役所高野支所庁舎	㈱Ｖ－Ｐｏｗｅｒ	毎月１日
	庄原市役所比和支所庁舎	中国電力㈱	毎月１日
	庄原市役所総領支所庁舎	㈱Ｖ－Ｐｏｗｅｒ	毎月１日
教育施設	庄原小学校	中国電力㈱	毎月１日
	庄原小学校放課後児童クラブ	中国電力㈱	毎月１日
	永末小学校	中国電力㈱	毎月１日
	高小学校	中国電力㈱	毎月１日
	板橋小学校	中国電力㈱	毎月１日
	東小学校	中国電力㈱	毎月１日
	山内小学校	中国電力㈱	毎月１日
	西城小学校	中国電力㈱	毎月１日
	小奴可小学校	中国電力㈱	毎月１日
	東城小学校	中国電力㈱	毎月１日
	口和小学校	中国電力㈱	毎月１日
	高野小学校	中国電力㈱	毎月１日
	比和小学校	中国電力㈱	毎月１日
	総領小学校	中国電力㈱	毎月１日
	庄原中学校	中国電力㈱	毎月１日
	西城中学校	中国電力㈱	毎月１日
	東城中学校	中国電力㈱	毎月１日
	口和中学校	中国電力㈱	毎月１日
	高野中学校	中国電力㈱	毎月１日
	比和中学校	中国電力㈱	毎月１日
	総領中学校	中国電力㈱	毎月１日
体育施設	西城球技場	㈱ＪＴＢコミュニケーションデザイン	毎月１日
	口和運動公園	㈱ＪＴＢコミュニケーションデザイン	毎月１日
	里山総領体育館	㈱ＪＴＢコミュニケーションデザイン	毎月１日
	総合体育館	中国電力㈱	毎月１日
	西城総合運動公園	中国電力㈱	毎月１日
	東城中央運動公園	中国電力㈱	毎月１日
文化施設	田園文化センター	中国電力㈱	毎月１日
	帝釈峡まほろばの里	中国電力㈱	毎月１日
	比和自治振興センター	中国電力㈱	毎月１日
	東城文化ホール・東城自治振興センター	中国電力㈱	毎月１日
調理場	庄原学校給食共同調理場	㈱ＦＰＳ	毎月１日
	西城学校給食共同調理場	㈱ＦＰＳ	毎月１日
	東城学校給食共同調理場	㈱ＦＰＳ	毎月１日
	口和学校給食共同調理場	㈱ＦＰＳ	毎月１日
	比和学校給食共同調理場	中国電力㈱	毎月３日

入札案件名	施設名	現在の電力供給者	現在の検針日
	庄原保健福祉センター	㈱新出光 広島支店	毎月１日
保健福祉施設	西城保健福祉総合センター	中国電力㈱	毎月３日
	総領保健福祉センター	㈱新出光 広島支店	毎月１日
	ふれあいセンター	中国電力㈱	毎月３日
あけぼの荘	あけぼの荘	中国電力㈱	毎月１日
リサイクルプラザ	リサイクルプラザ	㈱ＦＰＳ	毎月１日
備北クリーンセンター	備北クリーンセンター	中国電力㈱	毎月１日
保育所	庄原保育所	中国電力㈱	毎月１日
	敷信みのり保育所	中国電力㈱	毎月３日
	高野保育所	中国電力㈱	毎月３日
	総領保育所	中国電力㈱	毎月１日
自治振興センター	庄原市西城自治振興センター	中国電力㈱	毎月３日
	庄原市口和自治振興センター	中国電力㈱	毎月１日
斎場	庄原市斎場	中国電力㈱	毎月１日
	東城斎場	中国電力㈱	毎月１日